

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月十八日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第三十四号

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則（平成十四年佐賀県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三十二号を第三十三号とし、第十五号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 退職手当の支給制限等の処分についての意見に関すること

附 則

この規則は、公布の日から施行する。